

# 令和6年12月議会

## 福祉都市委員会 議案説明資料

- |    |   |       |
|----|---|-------|
| 1  | 一般会計・特別会計補正予算案総括表   | … 1頁  |
| 2  | 令和6年度福岡市一般会計補正予算案（第4号）（議案第185号）                             | … 3頁  |
| 3  | 令和6年度福岡市貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計補正<br>予算案（第1号）（議案第192号）            | …13頁  |
| 4  | 福岡市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例案<br>（議案第206号）                   | …17頁  |
| 5  | 福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例案（議案第207号）                             | …19頁  |
| 6  | 福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案（議案第208号）                            | …33頁  |
| 7  | 福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に<br>関する条例の一部を改正する条例案（議案第209号） | …66頁  |
| 8  | 福岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例案<br>（議案第210号）                  | …92頁  |
| 9  | 平尾霊園等に係る指定管理者の指定について（議案第224号）                               | …97頁  |
| 10 | 舞鶴公園等に係る指定管理者の指定について（議案第227号）                               | …104頁 |
| 11 | 小戸公園等に係る指定管理者の指定について（議案第228号）                               | …106頁 |
| 12 | 東平尾公園の一部に係る指定管理者の指定について（議案第229号）                            | …114頁 |
| 13 | 友泉亭公園等に係る指定管理者の指定について（議案第230号）                              | …108頁 |
| 14 | アイランドシティ中央公園に係る指定管理者の指定について<br>（議案第231号）                    | …110頁 |
| 15 | かなたけの里公園に係る指定管理者の指定について（議案第232号）                            | …112頁 |
| 16 | 令和6年度市営城浜住宅新築工事請負契約の締結について<br>（議案第244号）                     | …116頁 |
| 17 | 令和6年度市営壱岐住宅新築工事請負契約の締結について<br>（議案第245号）                     | …128頁 |
| 18 | 鹿児島本線（千早～箱崎間）の自由通路等整備工事に係る<br>契約の締結について（議案第246号）            | …136頁 |

令和6年12月17日

住 宅 都 市 局

1. 一般会計・特別会計補正予算案総括表

会 計 名		補 正 前 の 額			
		予算額 (A)	財 源 内 訳		
			特 定	当該事業財源	一 般
一 般 会 計		37,043,596	26,149,640	—	10,893,956
特 別 会 計	香椎駅周辺土地区画整理事業	785,616	5,779	—	779,837
	貝塚駅周辺土地区画整理事業	2,193,303	885,920	16,958	1,290,425
	小 計	2,978,919	891,699	16,958	2,070,262
合 計		40,022,515	27,041,339	16,958	12,964,218

(単位：千円)

今回補正額				合計			
予算額 (B)	財源内訳			予算額 (A+B)	財源内訳		
	特定	当該事業財源	一般		特定	当該事業財源	一般
117,396	△ 177	—	117,573	37,160,992	26,149,463	—	11,011,529
—	—	—	—	785,616	5,779	—	779,837
1,008	—	—	1,008	2,194,311	885,920	16,958	1,291,433
1,008	—	—	1,008	2,979,927	891,699	16,958	2,071,270
118,404	△ 177	—	118,581	40,140,919	27,041,162	16,958	13,082,799

## 2. 一般会計補正予算案（議案第185号）

（歳入）

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
4 ・ 5	(25) 諸 収 入	2. 保 険 料 収 入	1. 保 険 料 収 入	36,152
そ の 他 (本 補 正 外)				26,113,488
歳 入 合 計				26,149,640

(単位：千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明
△ 177	35,975	1. 雇用保険料収入の減額 △ 49 2. 厚生年金保険料収入の減額 △ 128
—	26,113,488	
△ 177	26,149,463	

(歳出)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
40 ・ 41	(8) 土 木 費	4. 住 宅 費	1. 住 宅 管 理 費	6,683,347
40 ) 43			2. 住 宅 整 備 費	9,289,821
42 ・ 43			3. 住 環 境 整 備 費	763,533
			5. 建 築 行 政 費	1. 建 築 指 導 費
44 ・ 45	(9) 都 市 計 画 費	1. 都 管 市 理 計 画 費	1. 都 総 市 務 計 画 費	3,591,077
			2. 大 学 移 転 策 費	33,357

(単位：千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明
9,384	6,692,731	一般職職員給与費等の追加
5,631	9,295,452	一般職職員給与費等の追加
△ 3,324	760,209	一般職職員給与費等の減額
8,086	1,157,200	一般職職員給与費等の追加
50,572	3,641,649	一般職職員給与費等の追加 [ 関連歳入 (25) 諸収入 △ 138 雇用保険料収入 △ 10 厚生年金保険料収入 △ 128 ]
1,338	34,695	一般職職員給与費等の追加

(歳出)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
44 ・ 45	(9) 都市計画費 (前項の続き)	2. 都市開発費	2. 貝塚駅周辺 土地区画 整理事業費	1,290,425
46 ・ 47			1. 公園管理費	4,430,633
46 ・ 49		4. 公園費	2. 公園整備費	6,523,199
48 ・ 49			3. 動植物園費	2,294,268
そ の 他 (本 補 正 外)				994,822
歳 出 合 計				37,043,596



(単位：千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明
1,008	1,291,433	貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計への繰出金の追加
4,138	4,434,771	一般職職員給与費等の追加 [ 関連歳入 (25) 諸収入 <span style="float: right;">△ 17</span> 雇用保険料収入 ]
22,193	6,545,392	一般職職員給与費等の追加
18,370	2,312,638	一般職職員給与費等の追加 [ 関連歳入 (25) 諸収入 <span style="float: right;">△ 22</span> 雇用保険料収入 ]
—	994,822	
117,396	37,160,992	

## (繰越明許費)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	事業名	関係予算額
156 ・ 157	(8) 土木費 4. 住宅費	2. 住宅整備費	市営住宅ストック 総合改善経費	3,730,455
158 ・ 159	(9) 都市計画費 4. 公園費	2. 公園整備費	公園整備事業	6,545,392
		3. 動植物園費	動植物園事業	2,312,638

(単位：千円)

繰越額		説明
補正前	補正後	
—	154,468	関係者との協議に日時を要したこと及び工期の都合により、年度内に完了しないため。 (那珂第一住宅ユニバーサル改修 等)
—	2,748,897	関係者との協議に日時を要したこと及び工期の都合により、年度内に完了しないため。 (東平尾公園施設更新 等)
—	164,000	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (植物園温室改修 等)

## (債務負担行為)

予算案 説明書 ページ	事 項	限 度 額		前年度末までの支出額	
				期間	金額
166 ・ 167	自由通路等整備工事		千円		千円
		補正前の額	—	—	—
		補正額	2,458,000	—	—
		補正後の額	2,458,000	—	—

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源又は 当該事業財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
—	—	—	—	—	—
令和7年度から 令和9年度まで	7年度以降 2,458,000	1,082,500	1,190,000	—	185,500
令和7年度から 令和9年度まで	7年度以降 2,458,000	1,082,500	1,190,000	—	185,500

### 3. 貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算案（議案第192号）

（歳入）

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
102	(3) 繰入金	1. 一般会計金 繰入金	1. 一般会計金 繰入金	1,290,425
その他 (本補正の外)				902,878
歳入合計				2,193,303

（歳出）

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
104 ・ 105	(1) 事業費	1. 事業費	1. 事業費	2,184,675
その他 (本補正の外)				8,628
歳出合計				2,193,303

(単位：千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明
1,008	1,291,433	一般会計からの繰入金の追加
—	902,878	
1,008	2,194,311	

(単位：千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明
1,008	2,185,683	一般職職員給与費等の追加
—	8,628	
1,008	2,194,311	

(繰越明許費)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	事業名	関係予算額
160 ・ 161	(1) 事業費  1. 事業費	1. 事業費	土地区画整理事業	2,185,683



(単位：千円)

繰越額		説明
補正前	補正後	
—	662,520	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。 (下水道工事、物件移転補償等)

# 福岡市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例案

## (議案第 206 号)

### 1 改正の理由

令和 5 年 5 月 26 日に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が施行された。同法では、規制区域内における一定規模以上の盛土等については許可等が必要になるが、都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされる。

これにより、盛土規制法の許可対象となる盛土等であっても、開発許可の対象となる場合には、盛土規制法に基づく住民への周知に係る規定は適用されないため、開発許可制度における近隣住民に関する規定について、整備を行う必要があることから、開発許可条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の内容

開発許可制度における事前説明の対象である近隣住民に、盛土規制法に基づく周知の対象である周辺住民を追加する。

### 3 施行期日

令和 7 年 5 月 26 日から施行する。

現行	改正後(案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法(昭和25年法律第201号)に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 近隣住民 開発区域の存する土地の境界線からの水平距離が15メートル以下の範囲内にその全部又は一部がある土地(予定建築物(開発区域内に予定される建築物をいう。以下同じ。)の高さが10メートルを超える場合にあっては、当該予定建築物が建築される予定である敷地の真北方向にある土地で、敷地境界線から当該予定建築物の高さの概ね1.5倍に相当する水平距離の範囲内にその全部又は一部があるものを含む。)に存する建築物の所有者、管理者及び居住者(その土地に建築物が存しない場合にあっては、その土地の所有者及び管理者)をいう。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法(昭和25年法律第201号)に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 近隣住民 開発区域の存する土地の境界線からの水平距離が15メートル以下の範囲内にその全部又は一部がある土地(予定建築物(開発区域内に予定される建築物をいう。以下同じ。)の高さが10メートルを超える場合にあっては、当該予定建築物が建築される予定である敷地の真北方向にある土地で、敷地境界線から当該予定建築物の高さの概ね1.5倍に相当する水平距離の範囲内にその全部又は一部があるものを含む。)に存する建築物の所有者、管理者及び居住者(その土地に建築物が存しない場合にあっては、その土地の所有者及び管理者)をいい、<u>当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第2項の規定の適用がないものとした場合に同法第12条第1項の許可を、又は同法第34条第2項の規定の適用がないものとした場合に同法第30条第1項の許可を要することとなる工事であるときにおける福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和6年福岡市条例第 号)第4条第1項に規定する周辺住民を含む。</u></p>
<p>第3条～第13条 (略)</p> <p>(事前説明)</p> <p>第14条 開発予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民に対し、当該開発計画に関する説明を行わなければならない。ただし _____、 _____、 当該開発行為が、高さが10メートル以下の自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行われる場合は、この限りでない。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第3条～第13条 (略)</p> <p>(事前説明)</p> <p>第14条 開発予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民に対し、当該開発計画に関する説明を行わなければならない。ただし、<u>当該近隣住民が第2条第4号の周辺住民でない場合であって、当該開発行為が、高さが10メートル以下の自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行われるときは、この限りでない。</u></p> <p>2～11 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

# 福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例案（議案第 207 号）

## 1 理由

この条例案を提出したのは、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関し必要な事項を定める必要があるによる。

## 2 条例の内容

### 第1章 総則（第1条・第2条）

本条例の趣旨、用語の意義について定める。

### 第2章 事前手続等（第3条―第7条）

許可に先立って行う事前協議、予定標識の設置及び事前説明等について定める。

### 第3章 宅地造成等工事規制区域内における盛土等に関する工事の規制（第8条・第9条）

中間検査及び定期報告の規模の強化並びに定期報告の報告事項の追加について定める。

### 第4章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制（第10条―第12条）

中間検査及び定期報告の規模の強化並びに定期報告の報告事項の追加について定める。

### 第5章 許可後の手続等（第13条）

許可後の盛土等の進行管理について定める。

### 第6章 福岡市盛土等審議会（第14条）

福岡市盛土等審議会について定める。

### 第7章 雑則（第15条）

## 3 施行期日

令和7年5月26日から施行する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事前手続等（第3条－第7条）

第3章 宅地造成等工事規制区域内における盛土等に関する工事の規制（第8条・第9条）

第4章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制（第10条－第12条）

第5章 許可後の手続等（第13条）

第6章 福岡市盛土等審議会（第14条）

第7章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）に定めるところによる。

第2章 事前手続等

（事前協議）

第3条 工事主は、法第12条第1項又は法第30条第1項の許可の申請（以下「許可申請」という。）に先立ち、規則で定めるところにより、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「盛土等」という。）に関する工事の内容について市長と協議しなければならない。

（盛土等予定標識の設置）

第4条 工事主は、盛土等に関する工事の内容を周辺住民（法第11条又は法第29条に規定する周辺地域として規則で定める範囲内にその全部又は一部がある土地に存する建築物の所有者、管理者及び居住者（その土地に建築物が存しない場合にあつては、その土地の所有者及び管理者）をいう。以下この章において同じ。）に周知させるため、規則で定めるところにより、当該盛土等に関する工事の概要を記載した標識（以下この条において「盛土等予定標識」という。）を設置しなければならない。

2 盛土等予定標識の設置期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定

める期間とする。

(1) 許可申請をしようとする場合 許可申請をしようとする日の 30 日前（盛土等であって当該盛土等をする土地の面積が 1,000 平方メートル以上のもの又は政令第 7 条第 2 項第 2 号の場合に係る盛土（次条において「大規模盛土等」という。）にあつては、60 日前）から当該盛土等に関する工事に着手する日（次号において「工事着手日」という。）まで

(2) 法第 27 条第 1 項の規定による届出をしようとする場合 届出の日から工事着手日まで

3 工事主は、盛土等予定標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

4 工事主は、設置した盛土等予定標識の内容に変更が生じたときは、その表示内容の修正を行うとともに、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（事前説明）

第 5 条 工事主は、法第 11 条又は法第 29 条に規定する措置として、規則で定めるところにより、周辺住民に対し、当該盛土等に関する工事の内容に関する説明（以下この条において「事前説明」という。）を行わなければならない。

2 工事主は、事前説明を当該盛土等に関する工事の設計者、工事監理者、工事施行者その他当該盛土等に関する工事の内容について十分な知識を有する者に委託して行わせることができる。

3 周辺住民は、工事主から事前説明の申出があつたときは、これに応じなければならない。

4 工事主は、盛土等に関する工事の内容について、周辺住民から説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

5 工事主及び周辺住民は、事前説明又は説明会に際しては、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって臨まなければならない。

6 工事主は、規則で定めるところにより、許可申請をしようとする日の 20 日前（大規模盛土等にあつては、40 日前）までに事前説明の状況を市長に報告しなければならない。

7 工事主は、事前説明又は前項の規定による報告をした後に、説明した内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は、当該変更の内容について、周辺住民に対し再度事前説明を行わなければならない。

8 工事主は、前項の規定により再度事前説明を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

9 工事主は、第 6 項又は前項の規定による報告をした後、周辺住民から再度事前説明を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

（指導及び勧告）

第 6 条 市長は、工事主が第 3 条から前条までの規定により義務付けられた手続の全部又は一部を実施しない場合であつて、当該工事主と周辺住民との間の紛争を予防するため必要があると

認めるときは、当該工事主に対し、期間を定めて必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

(公表)

第7条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が正当な理由がなくてこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

### 第3章 宅地造成等工事規制区域内における盛土等に関する工事の規制

(法第18条第4項に規定する条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等)

第8条 法第18条第4項に規定する条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、政令第23条第1号から第4号までのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超えるものとする。

(法第19条第2項に規定する条例で定める規模の盛土等及び条例で付加する事項)

第9条 法第19条第2項に規定する条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、前条に定めるものとする。

2 法第19条第2項に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

(1) 高さが5メートルを超える土石の堆積

(2) 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

3 法第19条第2項に規定する条例で付加する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 報告時点における盛土又は切土の基礎地盤に関する工事の施工状況

(2) 報告時点における盛土の材料の選定状況

(3) 報告時点における盛土の敷<sup>なら</sup>均し及び締固めに関する工事の施工状況

(4) 報告時点における土石の堆積に関する工事の土石の土質

(5) 報告時点における崖面崩壊防止施設に関する工事の施工状況

(6) 報告時点における防災措置に関する工事の施工状況

### 第4章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制

(法第32条に規定する条例で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積)

第10条 法第32条に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、第8条に定めるものとする。

2 法第32条に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、前条第2項各号に掲げるものとする。

(法第37条第4項に規定する条例で定める規模の特定盛土等)

第11条 法第37条第4項に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、第8条に定めるものとする。

(法第38条第2項に規定する条例で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積及び条例で付加

する事項)

第 12 条 法第 38 条第 2 項に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、第 8 条に定めるものとする。

2 法第 38 条第 2 項に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、第 9 条第 2 項各号に掲げるものとする。

3 法第 38 条第 2 項に規定する条例で付加する事項は、第 9 条第 3 項各号に掲げるものとする。

#### 第 5 章 許可後の手続等

(盛土等の進行管理)

第 13 条 市長は、盛土等に関する工事の完了予定年月日を経過している工事であって、当該工事が完了していないものについては、法第 20 条第 2 項又は法第 39 条第 2 項に規定する工事主等から当該工事の進捗状況、続行の意思の有無その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 市長は、盛土等に関する工事の完了予定年月日から 1 年が経過している工事であって、当該工事について法第 12 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項の許可を受けた者が当該工事を完了させる意思又は能力がないと認めるものについては、当該許可を取り消すことができる。

#### 第 6 章 福岡市盛土等審議会

(福岡市盛土等審議会)

第 14 条 法及びこの条例の適正な運用を図るため、福岡市盛土等審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、盛土等に関する事項を調査審議する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 7 章 雑則

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。



# 福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例案について

## 1 条例制定の趣旨

令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が施行された。同法では、盛土等により災害を及ぼしうる区域を規制区域として指定するとともに、規制区域内における一定規模以上の盛土等については、擁壁の構造などの基準等に適合しているか確認を受けること（許可等）が必要になる。

また、条例等で定めるところにより、許可等の対象規模の強化や、工事に係る技術的基準の追加が可能とされている。

本市では、外部有識者等で構成する専門委員会を設置し、規制区域や条例で制定する事項について検討を行い、条例の制定を進めてきたところである。

今回、その案を取りまとめたため、条例案を提出するもの。

## 2 条例（案）の概要

### （1）趣旨

盛土規制法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （2）条例（案）の主な内容

#### ① 事前手続等

##### ア 事前協議

工事主は許可申請に先立って市と協議を実施

##### イ 標識設置

###### （ア）標識設置

工事主は盛土等に関する工事の内容を周辺住民に周知させるため、工事の概要を記載した標識を設置し、標識設置報告書を提出

###### （イ）設置期間

許可申請の30日（大規模な盛土等は60日）前から工事着手日まで

##### ウ 事前説明

###### （ア）説明時期

周辺住民に工事概要等の事前説明を行い、許可申請の20日（大規模な盛土等は40日）前までに事前説明報告書を提出

###### （イ）説明方法

原則、面談で実施。説明会開催の求めがあった場合は努力義務

**(ウ) 説明内容**（規則で定める予定）

- ・盛土等の土地の形態
- ・盛土等の位置、規模
- ・盛土等の計画について配慮する事項

**(エ) 説明範囲**（規則で定める予定）

盛土等の区分	説明範囲
①平地盛土 （勾配 1/10 以下の平坦地での盛土で 谷埋め盛土に該当しないもの） ②切土 ③土石の堆積	次の全てを対象とする ○盛土等の境界（法尻）からの水平距離が 盛土等の最大高さの 2 倍の範囲 ○盛土等を行う土地の境界から水平距離 15mの範囲
腹付け盛土 （勾配 1/10 超の傾斜地盤上での盛土で 谷埋め盛土に該当しないもの）	次の全てを対象とする ○盛土等の境界（法尻）からの水平距離が 盛土等の最大高さの 5 倍の範囲（分散角 30°による土石流の広がり距離の範囲も 含む） ○盛土等を行う土地の境界から水平距離 15mの範囲
①溪流等における盛土 ②谷埋め盛土 （谷や沢を埋め立てる盛土で①を除く） ③腹付け盛土のうち法尻からの下方に 溪流等の溪床が存在するもの（①を除 く）	次の全てを対象とする ○下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（谷地 形の底部の中心線から 25mの範囲） ○盛土等を行う土地の境界から水平距離 15mの範囲

※ 届出対象のもの … 計画概要を記載した標識を設置し、届出書に標識設置報告書を添付（届出までの一定期間の確保なし）

**② 工事に係る技術的基準の強化**（規則で定める予定）

<b>擁壁の設置</b>	盛土又は切土で高さ 1m 超の崖が生じる場合は、擁壁を設置すること
<b>雨水流出抑制施設の設置</b>	最大流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合は、雨水流出抑制施設の設置又はその他の措置を適切に講じること

③ 許可等の対象規模の強化 (赤字部分)

※黒字：法令で規定 赤字：強化

   条例で強化ができる部分

	行為	許可	中間検査	定期報告 (3月ごと)
宅地造成等工事規制区域	宅地造成 特定盛土等	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土で高さ 1m超の崖</li> <li>切土で高さ 2m超の崖</li> <li>盛土と切土を同時に行い、高さ 2m超の崖</li> <li>盛土で高さ 2m超</li> <li>盛土又は切土の面積 500 m<sup>2</sup>超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土で高さ 2m超の崖</li> <li>切土で高さ 5m超の崖</li> <li>盛土と切土を同時に行い、高さ 5m超の崖</li> <li>盛土で高さ 5m超</li> <li>盛土又は切土の面積 3,000 m<sup>2</sup>超</li> <li>→ 盛土又は切土の面積 <b>1,000 m<sup>2</sup>超</b></li> </ul>	中間検査対象すべて
	土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>土石の堆積の高さ 2m超</li> <li>かつ面積 300 m<sup>2</sup>超</li> <li>土石の堆積の面積 500 m<sup>2</sup>超</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>土石の堆積の高さ 5m超</li> <li>かつ面積 1,500 m<sup>2</sup>超</li> <li>→ 土石の堆積の高さ <b>5m超</b></li> <li>土石の堆積の面積 3,000 m<sup>2</sup>超</li> <li>→ 土石の堆積の面積 <b>1,000 m<sup>2</sup>超</b></li> </ul>
特定盛土等規制区域	特定盛土等	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土で高さ 2m超の崖</li> <li>切土で高さ 5m超の崖</li> <li>盛土と切土を同時に行い、高さ 5m超の崖</li> <li>盛土で高さ 5m超</li> <li>盛土又は切土の面積 3,000 m<sup>2</sup>超</li> <li>→ 盛土又は切土の面積 <b>1,000 m<sup>2</sup>超</b></li> </ul>	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>土石の堆積の高さ 5m超</li> <li>かつ面積 1,500 m<sup>2</sup>超</li> <li>→ 土石の堆積の高さ <b>5m超</b></li> <li>土石の堆積の面積 3,000 m<sup>2</sup>超</li> <li>→ 土石の堆積の面積 <b>1,000 m<sup>2</sup>超</b></li> </ul>	—	許可対象すべて

④ 定期報告の報告事項の追加 (赤字部分)

対象項目	報告対象	報告期間
盛土工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ、面積、土量、<b>基礎地盤、盛土材料、敷均し・締固め</b></li> </ul>	3月毎
切土工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ、面積、土量、<b>基礎地盤</b></li> </ul>	
擁壁、排水施設、 <b>崖面崩壊防止施設</b> 、その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の施工状況</li> </ul>	
<b>防災措置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>設置状況</b></li> </ul>	
土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>土石の堆積の高さ、面積</li> <li>堆積されている土石の土量</li> <li><b>堆積されている土石の土質</b></li> <li>前回の報告から新たに堆積された土石の土量</li> <li>前回の報告から新たに除却された土石の土量</li> </ul>	

⑤ 長期未完了案件に関する事項

盛土等の進行管理	市長は、盛土等の工事完了予定年月日を経過しているものについては、工事主等から工事の進捗状況、続行の意思の有無等の報告を求めることができる。
	市長は、盛土等の工事完了予定年月日から 1 年が経過しているもので、許可を受けた者が工事を完了させる意思又は能力がないと認めるものについては、当該許可を取り消すことができる。

⑥ 福岡市盛土等審議会

本条例及び法の適正な運用を図るため、福岡市盛土等審議会を設置する。

参考 規制区域図



規制区域図

出典：国土地理院発行 電子国土基本図

宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、人家が存在するエリア（森林や農地も含む）
特定盛土等規制区域	市街地や集落等から離れているが、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア

## 参考 条例案に対するパブリック・コメントの実施結果について

### 1. 実施の趣旨

「福岡市宅地造成及び特定盛土等の許可等に関する条例」の制定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、同条例（案）に対する市民意見の募集を実施

### 2. 実施方法

#### (1) 意見募集期間

令和6年9月13日（金）～令和6年10月15日（火）

#### (2) 閲覧・配布場所

住宅都市局盛土指導課（市役所4階）、情報プラザ（市役所1階）、情報公開室（市役所2階）、各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所、福岡市ホームページ

#### (3) 意見書の提出方法

閲覧・配布場所への持参、郵送、ファックス、電子メール

#### (4) 市民意見募集の周知方法

市政だより、福岡市ホームページ等での周知

### 3. 意見募集結果

#### (1) 意見提出状況

意見の提出数：11通

意見の件数：36件

#### (2) 意見への対応

原案どおり（原案から変更しないもの）：26件

質問等（個別の取組等への質問等）：10件

#### (3) 意見集計結果

意見の分類	意見への対応	件数	意見への対応	
			原案どおり	質問等
1 事前手続等		8	4	4
2 工事に係る技術的基準の追加		4	4	0
3 許可等の対象規模の強化		0	0	0
4 定期報告の報告事項の追加		3	2	1
5 長期未完了案件に関する事項		2	2	0
6 福岡市盛土等審議会		1	1	0
規制区域		5	4	1
その他（質問、要望や今後参考にすべき内容等）		13	9	4
合計		36	26	10



#### 4. 意見の概要等と対応について

No	意見等の概要	対応	本市の考え方
1 事前手続等			
1	新規造成の場合の許可申請の時期と確認申請の時期の関係はどうなるのでしょうか。(同時申請なのか、よう壁の許可を受けてからの確認申請提出になるのか)	質問等	盛土規制法に係る許可については建築基準関係規定とされているため、建築物の建築等に際し盛土規制法の許可が必要となる盛土等を行う場合は、盛土規制法の許可を受けた後に確認申請となります。
2	許可申請20日前までに事前説明となっているが、確認申請の受付と関連するのか。	質問等	
3	工事主とは誰になるのか。発注者か施工者か。事前協議は施工者が行うのか。	質問等	盛土規制法において、工事主は「宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者」とされており。事前協議については、工事内容を把握している設計者や施工者等が行っても構いません。
4	公共工事の場合は、事前協議および標識設置や住民事前説明など発注者が行うのか	質問等	盛土規制法において、国、都道府県、指定都市、中核市が行う盛土等に関する工事については、許可の特例が定められているため、本条例における事前手続等（事前協議、標識設置、事前説明）は対象外となります。
5	工事の標識設置期間は、工事完了までとした方がいいのではないのか。	原案 どおり	条例に定める予定標識は、あくまで周辺住民への事前周知を目的としたものになります。工事着手後は盛土規制法の許可を受けたことを示す許可標識が工事完了まで設置されることとなります。
6	(事前説明) 事前の説明範囲が定められているが、より広範囲に説明を促すようにしてほしい。また、住民だけでなく自治会等にも情報提供を促す等の対応をしてほしい。	原案 どおり	事前説明の範囲については、国の技術的助言を参考に設定しております。説明範囲以外の方から説明を受けたいとの要望があった場合には工事主へ説明を促すなど、住民への周知に努めてまいります。
7	福岡市宅地造成及び特定盛土等の許可等に関する条例(案)の概要の P.2 について、説明方法については周辺地域の方に公民館や集会所等に集ってもらい対面で説明する機会を設けるべきだと思います。 ビラやネットでの周知では高齢者の方がなかなか見ない可能性があるため、着工後のクレーム等が出ないようにしっかりと周知しておく必要があると思います。 私個人の感想としては規制のことはよくわかりませんが、事前にしっかりとした現状の説明を行ったうえで、安全になるのであればいいと思います。	原案 どおり	周辺住民への事前説明については、原則面談で実施することとし、説明会開催の要望があった場合はそれに応じるよう努めることとしております。あわせて、事前に計画概要を記載した標識を計画地に設置することを定めるなど、周辺住民への周知を図ることとしております。
8	資料2 p2 1(3)事前説明【説明内容】について「想定外」という被害を出さないために、最悪の場合、どのような被害がありうるのか、その兆候としてどのような現象が生じてきたらどこに相談・報告すればよいかを、事前にきめておき、説明会で示してほしい。	原案 どおり	盛土規制法では、工事の内容について事前に周辺住民へ周知することとされており、説明事項としては、盛土等の土地の形態や位置・規模等を予定しております。 事前説明は工事主からの一方的な説明ではなく、周辺住民の方からも質問等を行うことで、相互に理解を深めることができます。疑問や心配なこと、要望等についても工事主へ確認していただければと思います。

No	意見等の概要	対応	本市の考え方
2 工事に係る技術的基準の追加			
9	1m超の崖が生じる際の擁壁構造は、例示されるか。または開発許可制度と開発許可申請の手引きに準ずるのか。	原案どおり	擁壁構造及び雨水流出抑制施設については、国の技術的助言である「盛土等防災マニュアル」等々に示されており、これを基に本市における盛土規制法の技術マニュアルを整備します。
10	雨水流出抑制施設についても、技術的指針を明確にしてほしい。	原案どおり	
11	資料2 p22 工事に係る技術的基準の追加 雨水流出抑制施設の設置や p34 定期報告の報告事項の追加について盛土が不安定化する重要な要素は、締まり具合（強度）と盛土内の水位・水圧となります。しかし既設の盛土の排水施設の状況は資料が無いことが多く、特に暗渠の有無や構造は盛土施工後はわからないのが実情です。「最大流量を安全に流下させることができる場合」においてもどのような排水施設が設置されているのかわかる資料を提出し、残すことで後からも活用できるようにしてもらいたい。4で「工事の施工状況」のひとつくりにするのではなく、「排水施設・暗渠の構造」など明確に記載してもらいたい。また、施工後も排水が十分に機能しているのか、定期的に把握しておくことが肝要と思います。	原案どおり	排水施設における工事の施工状況については、工事の安全性を確かめるため、許可申請時に排水施設の構造図を求めるほか、定期報告時においても施設毎の報告を求めることとしております。施行後の盛土等の維持管理の重要性について、周知に努めてまいります。
12	（工事に係る技術的基準の追加）開発業者が盛土等計画地を全て売却するような計画になっている開発計画における調整池や排水設備について、工事完了後の維持管理の責任を、予め、明確化した上で許可する等の対応を検討してほしい。	原案どおり	盛土規制法では、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は盛土等に伴う災害が生じないよう、調整池や排水設備を含め、土地を常時安全な状態に維持する努力義務が規定されております。盛土規制法の周知に合わせて、維持管理の重要性についても周知を行ってまいります。
4 定期報告の報告事項の追加			
13	定期報告事項の追加に盛土の基礎地盤を追加とありますが、基礎地盤は原則普及であるものと考えられる為、何を目的として定期報告を求められているのですか。	原案どおり	盛土の基礎となる原地盤については、軟弱地盤や山林・森林など現場によって様々ですが、一般的に伐開、除根及び除草後の基礎地盤の処理や傾斜地盤における段切り等が必要であり、災害を防止するためには、これらに関する報告が必須であると考え、定期報告事項に追加しております。
14	（定期報告項目となっている防災措置）梅雨時期等においては、排水機能の清掃等、事前対策を実施しているか確認するような対応をしてほしい。	原案どおり	防災措置については、国の技術的助言である「盛土等防災マニュアル」に基づき、台風期における豪雨等、施工時期を考慮した災害発生防止について配慮されているか等を確認しながら対応してまいります。
15	定期報告は3月毎とありますが、3か月毎ではなく毎年3月という事でよろしいでしょうか。	質問等	法律では月単位を「〇月」と表記するため、「3月」は「3か月」を意味します。

No	意見等の概要	対応	本市の考え方
5 長期未完了案件に関する事項			
16	工事完了予定日が過ぎ許可を取り消した場合、工事途中で放置される可能性があります。工事前の現状復旧などの措置を義務付けるなどの予定はありますか。	原案 どおり	取り消しにあたっては、工事主等へ工事の進捗状況や継続の意思の確認等の報告を求め、それを踏まえたうえで判断することを考えております。工事が中断している場合は、現状を確認し、その状況に応じた安全対策を行わせる上で、取り消しを行うことになると考えております。
17	「5 長期未完了案件に関する事項」について 長期未完了の盛土に対し、許可を取り消した場合そのまま放置されることが心配です。そのような場合の対応についての規定も必要かと思えます（事業者が承諾せずとも行政で対応できる等）。	原案 どおり	
6 福岡市盛土等審議会			
18	福岡市盛土等審議会の役割が不明瞭では。具体的な役割と権限を条例で定めた方がいいのではないか。	原案 どおり	条例において、法及び条例の適正な運用を図るため、盛土等に関する事項を調査審議することとしております。
規制区域			
19	啓開道路の沿道は宅地造成等工事規制区域に含む方が良いのではないかと。	原案 どおり	規制区域については、国が示す「基礎調査実施要領（規制区域指定編）」に基づき指定することとしております。
20	「規制区域（案）」について、市全域を規制区域とされていますが、能古島等の保全対象がないエリアまで「特定盛土等規制区域」となっているように思えます（能古島の場合、外周道路よりも海側が規制域となっている）。	原案 どおり	国が示す「基礎調査実施要領（規制区域指定編）」では、盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアはできる限り広く規制区域に指定することとなっており、本市では盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域は想定されないことから市全域を規制区域に指定してあります。
21	特定盛土等規制区域に指定される範囲について、周辺環境の変化等による見直しはどの程度の期間や環境の変化によって行われるのか。	質問等	盛土規制法に基づき、概ね5年ごとに、規制区域の見直しに係る基礎調査を行うこととしております。
22	規制区域の種別を「福岡市 Web まっぷ」で確認できるようにしていただきたい。	原案 どおり	福岡市 Web まっぷにおいて規制区域を閲覧できるようにします。
23	条例（案）資料拝見いたしました。福岡市全域を規制区域とされており、市民が安全・安心に生活できるスキマのない規制と思いました。	原案 どおり	盛土規制法の適切な運用に努めてまいります。
その他（質問、要望や今後参考にすべき内容等）			
24	本条例の施行前の盛土に対する点検などの情報があると市民がより安心できるのではないかと感じました。	原案 どおり	現在、盛土規制法に基づく既存盛土等調査として、一定規模以上の既存の盛土等の分布調査を行っており、調査終了後情報を公表する予定としております。
25	資料1 スキマのない規制とあるが罰則規定がない取消しかないのはいかかなものか。例えば違法な盛土があったとして本人が死亡、盛土を放棄したとして、その被害の責任が明確とならない。	原案 どおり	罰則については法に規定されております。また、法に基づく監督処分は当該土地の所有者だけでなく、管理者、占有者又は当該工事主に対しても命ずることができるとされております。
26	責任の明確化とあるが、業者所有者への1年ないし定期的に所在所有確認を提出させるなどの情報を更新させるなどの確認を義務付けるべきだ。	原案 どおり	土地の所有者については、必要に応じ、登記事項証明書等で確認してまいります。
27	何らかの責任問題が発生した場合にすぐに対応出来るようにデータベース化すること。	原案 どおり	盛土等の許可等に関する手続きについてはシステム管理する予定としております。



No	意見等の概要	対応	本市の考え方
28	許可申請の電子化を希望します。	原案 どおり	許可事務を行う中で、業務の効率化について検討してまいります。
29	工事主側が条例に適合させる為の簡単なフローチャートやチェックシートを作成する予定はありますか。	原案 どおり	手続きのフローチャートや申請時等のチェックシートを含めた手引きを公開する予定です。
30	許可が必要ない事を証明する手続きは定めますでしょうか。	原案 どおり	盛土規制法に基づき、許可に適合していることを証する書面を交付します。
31	既存への遡及がどの程度になるのでしょうか。盛土1m (CB5 段積) のよう壁は市内いたるところにあります。強度や地盤状況の確認の取れない間知ブロックのよう壁も然りです。また、その状況を把握していない所有者も多いと思います。周知徹底が重要になるかと感じます。また、許可申請は、よう壁に手を加える時、確認申請を出す時となるのでしょうか (既存の場合)。手を加えなくても報告義務が発生するのでしょうか。	質問等	既存の盛土等の所有者等には、盛土規制法に基づく土地の保全等の義務が生じますが、その構造等について技術的助言に適合させる義務はありません。ただし、既存の擁壁等に係る工事に伴い、盛土規制法の許可が必要となる場合には、既存部分も含めて適法にする必要があります。この場合、盛土規制法の許可を受けた後に確認申請となります。
32	居住地近くでは盛土を心配する箇所は気づかなかったが、先日早良区の野河内溪谷に立ち寄った際、廃墟としか思えない施設が散見された。立地的におそらく盛土もあると思われるが、立ち入り禁止の上、遠目では素人には確認も判断もできなかった。ここは違うのかもしれないが、現在既にある盛土は今回の条例の対象になるのか。可能ならそのあたりまで踏み込んで規制や安全対策をしていただきたく思う。	原案 どおり	既存の盛土等については盛土規制法や条例に基づく技術的助言の適用義務はありませんが、法では、土地の所有者、管理者又は占有者が盛土等に伴う災害が生じないよう、その土地を安全な状態に維持するように努めることが定められております。また、災害の防止のため必要があると認める場合には、その土地の所有者等に対し、擁壁等の設置などの改善命令ができることとされております。
33	対象範囲 (工事) について、道路工事も対象に入るのか。	質問等	盛土規制法において、道路等の公共施設用地で行う工事は許可不要となります。
34	「単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積」も許可の対象となりますが、非常災害があった場合等の制限の緩和、或いは適用の除外など規定はありますか。	質問等	盛土規制法において、国や地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事については許可不要とされております。
35	切土又は盛土の面積が1,000㎡以下 (許可不要) であっても、例えば宅造規制区域で1m超の盛土がある場合は、「事前説明」や「定期報告」などが必要になりますか。	質問等	開発許可不要の場合の手続きについてのご意見と拝察いたします。開発許可が不要な場合でも、盛土規制法の許可の対象規模となる盛土等を行う場合には、盛土規制法及び条例に定める事前手続等 (事前協議、標識設置、事前説明) や中間検査、定期報告等が必要となっております。
36	今から設定される条例として、近年土砂災害が頻発しているので住民としては厳しく規制されるのは良いと思う。	原案 どおり	盛土規制法の適切な運用に努めてまいります。

## 福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案（議案第 208 号）

「建築基準法」、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「宅地造成及び特定盛土等規制法」の一部改正に伴い、福岡市建築関係手数料条例の一部を改正するもの。

### 1 改正の理由

#### （１）建築基準法関係

建築基準法の一部改正に伴い、構造関係規定等の確認審査が省略される対象等が変更になるため。

#### （２）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」）の一部改正に伴い、すべての建築物に対して省エネ基準への適合が義務付けされるため。

#### （３）都市の低炭素化の促進に関する法律関係

建築物省エネ法の一部改正に伴い、低炭素建築物に関する認定手数料について、建築物省エネ法に基づく認定と共通の考え方で算定するため。

#### （４）宅地造成及び特定盛土等規制法関係

宅地造成及び特定盛土等規制法の一部改正に伴い、審査等の事務に係る手数料を徴収するため。

### 2 施行期日

#### （１）建築基準法、建築物省エネ法、都市の低炭素化の促進に関する法律関係

令和 7 年 4 月 1 日

#### （２）宅地造成及び特定盛土等規制法関係

令和 7 年 5 月 26 日

福岡市建築関係手数料条例(平成12年福岡市条例第13号) 新旧対照表

現行			改正後(案)										
<p>第1条 (略)</p> <p>(手数料を徴収する事務等)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及びその金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>宅地造成等規制法</u> (昭和36年法律第191号)関係の手数料 別表第3</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかの規定による申出に係る計画が、建築基準法に基づく構造計算適合性判定に準じた審査を要する場合は、同項第5号、第7号、第9号又は第10号に定める手数料の金額に、それぞれ別表第12に定める手数料の金額に100分の110を乗じて得た金額を加算するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第35条第2項</u>(同法<u>第36条第2項</u>において準用する場合を含む。)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1</p>			<p>第1条 (略)</p> <p>(手数料を徴収する事務等)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及びその金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>(昭和36年法律第191号)関係の手数料 別表第3</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかの規定による申出に係る計画が、建築基準法に基づく構造計算適合性判定に準じた審査を要する場合は、同項第5号、第7号、第9号又は第10号に定める手数料の金額に、それぞれ別表第12に定める手数料の金額に100分の110を乗じて得た金額を加算するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第30条第2項</u>(同法<u>第31条第2項</u>において準用する場合を含む。)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 建築基準法(以下この表において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査</td> <td>建築物に関する確認申請又は計画通知手数料</td> <td>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 30平方メートル以内のもの 13,000円(法第6条第1項第4号の建築物又は法第68条の10第1項の認定を受けた建築物(以下この項において「4号建築物等」という。))については、10,000円) (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円(4号建築物等については、19,000円) (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 39,000円(4号建築物等については、29,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1 建築基準法(以下この表において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 30平方メートル以内のもの 13,000円(法第6条第1項第4号の建築物又は法第68条の10第1項の認定を受けた建築物(以下この項において「4号建築物等」という。))については、10,000円) (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円(4号建築物等については、19,000円) (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 39,000円(4号建築物等については、29,000円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 建築基準法(以下この表において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査</td> <td>建築物に関する確認申請又は計画通知手数料</td> <td>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 30平方メートル以内のもの 13,000円(法第6条第1項第3号の建築物又は法第68条の10第1項の認定を受けた建築物(以下この項において「3号建築物等」という。))については、10,000円) (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円(3号建築物等については、19,000円) (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 39,000円(3号建築物等については、29,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1 建築基準法(以下この表において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 30平方メートル以内のもの 13,000円(法第6条第1項第3号の建築物又は法第68条の10第1項の認定を受けた建築物(以下この項において「3号建築物等」という。))については、10,000円) (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円(3号建築物等については、19,000円) (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 39,000円(3号建築物等については、29,000円)
事務	名称	金額											
1 建築基準法(以下この表において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 30平方メートル以内のもの 13,000円(法第6条第1項第4号の建築物又は法第68条の10第1項の認定を受けた建築物(以下この項において「4号建築物等」という。))については、10,000円) (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円(4号建築物等については、19,000円) (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 39,000円(4号建築物等については、29,000円)											
事務	名称	金額											
1 建築基準法(以下この表において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 30平方メートル以内のもの 13,000円(法第6条第1項第3号の建築物又は法第68条の10第1項の認定を受けた建築物(以下この項において「3号建築物等」という。))については、10,000円) (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円(3号建築物等については、19,000円) (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 39,000円(3号建築物等については、29,000円)											

(新設)	(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 51,000円(4号建築物等については、38,000円)	(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 51,000円
	(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 86,000円	(5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 86,000円
	(6)～(15) (略)	(6)～(15) (略)
	1の2 法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく計画の通知のうち建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に規定する特定建築行為に係る部分の工事の計画に係る確認の申請又は計画の通知に対する審査	仕様基準適合審査手数料(特定建築行為に係る加算額)
		(1) 一戸建ての住宅(非住宅部分(住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。)を有しないものに限る。以下この表において同じ。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 200平方メートル未満のもの 8,000円 イ 200平方メートル以上 のもの 10,000円
		(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。)の住宅部分(住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。)の場合 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 300平方メートル未満のもの 21,000円 イ 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 35,000円 ウ 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 56,000円 エ 5,000平方メートル以上 のもの 77,000円
2～3 (略)	2～3 (略)	2～3 (略)
4 法第7条	建築物に 次に掲げる床面積の合計	4 法第7条 建築物に 次に掲げる床面積の合計

<p>第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査</p>	<p>関する完了検査申請又は完了通知手数料</p>	<p>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  (1)～(3) (略)  (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの  31,000円  (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  54,000円  (6)～(15) (略)</p>	<p>第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査</p>	<p>関する完了検査申請又は完了通知手数料</p>	<p>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  (1)～(3) (略)  (4) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの  31,000円  (5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  54,000円  (6)～(15) (略)</p>
<p>4の2 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第16項の規定に基づく完了の通知のうち建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項の特定建築行為</p> <p>_____に係る部分を含む工事の完了検査の申請又は完了の通知に対する審査</p>	<p>建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料(特定建築行為に係る加算額)</p>	<p>次に掲げる建築物省エネ法第11条第1項の特定建築物の非住宅部分(住宅以外の用途に供する部分をいう。)の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたものの合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  (1) 300平方メートル未満のもの 5,000円  (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 9,000円  (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 15,000円  (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 20,000円  (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 24,000円  (6) 25,000平方メートル以上のもの 28,000円</p>	<p>4の2 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第16項の規定に基づく完了の通知のうち建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項の要確認特定建築行為又は建築物省エネ法第12条第2項の要通知特定建築行為に係る部分を含む工事の完了検査の申請又は完了の通知に対する審査</p>	<p>建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料(特定建築行為に係る加算額)</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合  次に掲げる建築物省エネ法第11条第1項の特定建築行為に係る建築物の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたもの(以下この表において「対象面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  ア 零平方メートルのもの 200円  イ 零平方メートルを超えるもの 2,000円  (2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の場合((4)に掲げる場合を除く。)  次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  ア 零平方メートルのもの 600円  イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 4,000円  ウ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 7,000円  エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 12,000円  オ 5,000平方メートル以上のもの 18,000円  (3) 非住宅建築物(非住宅部分のみを有する建築物をいう。)又は複合建築物の非住宅部分の場合((4)に掲げる場合を除く。)  次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

								ア 零平方メートルのもの の 600円
								イ 零平方メートルを超 え300平方メートル未 満のもの 5,000円
								ウ 300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの 7,000円
								エ 1,000平方メートル 以上2,000平方メート ル未満のもの 9,000 円
								オ 2,000平方メートル 以上5,000平方メート ル未満のもの 15,000 円
								カ 5,000平方メートル 以上10,000平方メート ル未満のもの 20,000 円
								キ 10,000平方メートル 以上25,000平方メート ル未満のもの 24,000 円
								ク 25,000平方メートル 以上のもの 28,000円
								(4) 複合建築物の全体の場 合 (2)アからオまでに掲 げる対象面積の合計の区 分に応じ、それぞれに定 める金額と(3)アからクま でに掲げる対象面積の合 計の区分に応じ、それぞ れに定める金額との合計 額額
5～6 (略)			5～6 (略)					
7	法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	特定工程に係る建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(3) (略) (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 29,000円 (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 51,000円 (6)～(15) (略)	7	法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	特定工程に係る建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(3) (略) (4) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 29,000円 (5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 51,000円 (6)～(15) (略)	
8 (略)			8 (略)					
9	法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査	建築物に関する中間検査申請又は中	次に掲げる中間検査を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	9	法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査	建築物に関する中間検査申請又は中	次に掲げる中間検査を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	

査の申請又は法第18条第19項の規定に基づく中間検査の通知に対する審査	間検査通知手数料	(1)～(3) (略) (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 26,000円 (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 43,000円 (6)～(15) (略)	査の申請又は法第18条第19項の規定に基づく中間検査の通知に対する審査	間検査通知手数料	(1)～(3) (略) (4) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 26,000円 (5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 43,000円 (6)～(15) (略)
10～56 (略)			10～56 (略)		

備考

1 (略)

(新設)

2 4の項及び7の項に掲げる床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表第2 (略)

別表第3

事務	名称	金額
1 宅地造成等規制法 (以下この表において「法」という。)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成 に関する工	宅地造成	次に掲げる切土又は盛土
	工事許可申請又は協議手数料	をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 1,000平方メートル以内のもの 21,000円 (2) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 31,000円 (3) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 47,000円 (4) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

備考

1 (略)

2 1の2の項に規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合を除く。) 1の2の項に規定する審査に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 1の2の項に規定する審査に係る部分のうち、当該変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積とする。)

3 4の項及び7の項に掲げる床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表第2 (略)

別表第3

事務	名称	金額
1 宅地造成及び特定盛土等規制法 (以下この表において「法」という。)第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等若しくは法第30条第1項本文の規定に基づく特定盛土等に関する工	宅地造成	次に掲げる切土又は盛土
	又は特定盛土等工事許可申請又は協議手数料	をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 500平方メートル以内のもの 13,000円 (2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 24,000円 (3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 36,000円 (4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの

<p>事の許可の申請又は法第11条の規定に基づく宅地造成</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に            関する工事の協議に対する審査</p>	<p>67,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</p> <p>110,000円</p> <p>(6) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの</p> <p>170,000円</p> <p>(7) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの</p> <p>250,000円</p> <p>(8) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの</p> <p>340,000円</p> <p>(9) 100,000平方メートルを超えるもの</p> <p>420,000円</p>	<p>事の許可の申請又は法第15条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等若しくは法第34条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の協議に対する審査</p>	<p>54,000円</p> <p>(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>66,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>90,000円</p> <p>(7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</p> <p>140,000円</p> <p>(8) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの</p> <p>220,000円</p> <p>(9) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの</p> <p>350,000円</p> <p>(10) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの</p> <p>490,000円</p> <p>(11) 100,000平方メートルを超えるもの</p> <p>630,000円</p>	
	<p>(新設)</p>		<p>2 法第12条第1項本文若しくは法第30条第1項本文の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請又は法第15条第1項若しくは法第34条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の協議に対する審査</p>	<p>土石の堆積工事許可申請又は協議手数料</p> <p>次に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のもの</p> <p>11,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>13,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>16,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</p> <p>19,000円</p> <p>(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>28,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>31,000円</p> <p>(7) 10,000平方メートルを</p>



					<p>超え20,000平方メートル以内のもの 38,000円</p> <p>(8) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 52,000円</p> <p>(9) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 72,000円</p> <p>(10) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 100,000円</p> <p>(11) 100,000平方メートルを超えるもの 130,000円</p>
<p>2 法第12条 第1項本文の規定</p> <p>又は 同条第3項において準用する法第11条の規定に基づく宅地造成</p> <p>_____に関する工事の計画の変更に係る許可の申請又は協議に対する審査</p>	<p>宅地造成 工事変更 許可申請 又は協議 手数料</p>	<p>次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が、6,000円に満たないときは6,000円を、420,000円を超えるときは420,000円を、それぞれ手数料の金額とする。</p> <p>(1) 宅地造成に関する工事に係る計画の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、切土又は盛土をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額</p> <p>(2) 新たな切土又は盛土をする土地に係る変更については、新たに切土又は盛土をする土地の面積に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額と同一の金額</p> <p>(3) その他の変更については、10,000円</p>	<p>3 法第16条 第1項本文の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等若しくは法第35条第1項本文の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る許可の申請又は法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等若しくは法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る_____協議に対する審査</p>	<p>宅地造成 又は特定 盛土等工 事変更許 可申請又 は協議手 数料</p>	<p>次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が、6,000円に満たないときは6,000円を、630,000円を超えるときは630,000円を、それぞれ手数料の金額とする。</p> <p>(1) 宅地造成に関する工事に係る計画の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、切土又は盛土をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額</p> <p>(2) 新たな切土又は盛土をする土地に係る変更については、新たに切土又は盛土をする土地の面積に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額と同一の金額</p> <p>(3) その他の変更については、10,000円</p>

<p>(新設)</p>	<p>4 法第16条 第1項本文 若しくは法 第35条第1 項本文の規 定に基づく 土石の堆積 に関する工 事の計画の 変更に係る 許可の申請 又は法第16 条第3項に おいて準用 する法第15 条第1項の 規定に基づ く土石の堆 積若しくは 法第35条第 3項におい て準用する 法第34条第 1項の規定 に基づく土 石の堆積に 関する工事 の計画の変 更に係る協 議に対する 審査</p>	<p>土石の堆積工事変更許可申請又は協議手数料</p>	<p>次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が、6,000円に満たないときは6,000円を、130,000円を超えるときは130,000円を、それぞれ手数料の金額とする。</p> <p>(1) 土石の堆積に関する工事に係る計画の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ、それぞれ2の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額</p> <p>(2) 新たな土石の堆積をする土地に係る変更については、新たに土石の堆積をする土地の面積に応じ、それぞれ2の項に規定する手数料の金額と同一の金額</p> <p>(3) その他の変更については、10,000円</p>
	<p>5 法第18条 第1項又は 法第37条第 1項の規定 に基づく検 査の申請に 対する審査</p>	<p>宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 3,000平方メートル以内のもの 3,000円</p> <p>(2) 3,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 6,000円</p> <p>(3) 10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>(4) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>(5) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 40,000円</p> <p>(6) 100,000平方メートル</p>

3	宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第30条の規定に基づく宅地造成に関する証明書の交付	宅地造成適合証明書交付手数料	470円
4	法第2条第2号に規定する宅地造成に該当しないことの証明書の交付	宅地造成非該当証明書交付手数料	470円

別表第4～別表第6 (略)  
別表第7

事務	名称	金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この表において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物に関する認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅(住宅以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)を対象とする認定の場合 35,000円(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第10において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画(以下この表において「誘導仕様基準計画」という。)については18,000円、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登

6	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する証明書の交付	盛土等適合証明書交付手数料	470円
---	--	---------------	------

(削除)

別表第4～別表第6 (略)  
別表第7

事務	名称	金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この表において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物に関する認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅(非住宅部分(住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。)を有しないものに限る。以下この表において同じ。)の場合 次に掲げる認定の申請に係る建築物の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたもの(以下この表において「対象面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 200平方メートル未満のもの 45,000円(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第10において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画(以

を超えるもの

60,000円

	<p>録住宅性能評価機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この表において「事前審査済計画」という。)については5,000円)</p> <p>(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。)の住宅部分(住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。)を対象とする認定の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に定める金額の合計額</p> <p>ア 次に掲げる認定に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1戸のもの 35,000円(誘導仕様基準計画については18,000円、事前審査済計画については5,000円)</p> <p>(イ) 2戸以上5戸以下のもの 71,000円(誘導仕様基準計画については34,000円、事前審査済計画については9,000円)</p> <p>(ウ) 6戸以上10戸以下のもの 100,000円(誘導仕様基準計画については49,000円、事前審査済計画については16,000円)</p> <p>(エ) 11戸以上25戸以下のもの 141,000円(誘導仕様基準計画については71,000円、事前審査済計画については28,000円)</p> <p>(オ) 26戸以上50戸以下のもの 203,000</p>		<p>下この表において「誘導仕様・計算併用計画」という。)については33,000円、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画(以下この表において「誘導仕様基準計画」という。)については22,000円、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この表において「事前審査済計画」という。)については6,000円)</p> <p>イ 200平方メートル以上のもの 50,000円(誘導仕様・計算併用計画については37,000円、誘導仕様基準計画については24,000円、事前審査済計画については6,000円)</p> <p>(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。)又は複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。)の住宅部分(住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。)の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 90,000円(誘導仕様・計算併用計画に</p>
--	---	--	---

	<p>円(誘導仕様基準計画については107,000円、事前審査済計画については47,000円)</p> <p>(カ) 51戸以上100戸以下のもの 292,000円(誘導仕様基準計画については163,000円、事前審査済計画については85,000円)</p> <p>(キ) 101戸以上200戸以下のもの 397,000円(誘導仕様基準計画については234,000円、事前審査済計画については136,000円)</p> <p>(ク) 201戸以上300戸以下のもの 522,000円(事前審査済計画)を「誘導仕様基準計画」については304,000円、事前審査済計画については174,000円)</p> <p>(ケ) 301戸以上のもの 611,000円(誘導仕様基準計画については344,000円、事前審査済計画については185,000円)</p> <p>イ 次に掲げる認定に係る住宅の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 300平方メートル以内のもの 112,000円(事前審査済計画については、9,000円)</p> <p>(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 185,000円(事前審査済計画については、28,000円)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 289,000円(事前審査済計画については、84,000円)</p> <p>(エ) 5,000平方メートル</p>		<p>については67,000円、誘導仕様基準計画については43,000円、事前審査済計画については12,000円)</p> <p>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 151,000円(誘導仕様・計算併用計画については113,000円、誘導仕様基準計画については75,000円、事前審査済計画については26,000円)</p> <p>ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 258,000円(誘導仕様・計算併用計画については196,000円、誘導仕様基準計画については136,000円、事前審査済計画については59,000円)</p> <p>エ 5,000平方メートル以上のもの 371,000円(誘導仕様・計算併用計画については287,000円、誘導仕様基準計画については205,000円、事前審査済計画については106,000円)</p> <p>(3) 非住宅建築物(非住宅部分のみを有する建築物をいう。)又は複合建築物の非住宅部分の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 300,000円(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画(以下この表において「モデル建物法計画」という。))については114,000円、事前審査済計画については12,000円)</p> <p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 376,000円(モデル建物法計画については146,000円、事前審査済計画については12,000円)</p>
--	---	--	---

	<p>ルを超え10,000平方メートル以内のもの 373,000円(事前審査済計画については、133,000円)</p> <p>(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 451,000円(事前審査済計画については、174,000円)</p> <p>(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 527,000円(事前審査済計画については、218,000円)</p> <p>(3) 非住宅建築物(非住宅部分(住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。)のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物の非住宅部分を対象とする認定の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(非住宅部分に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置の評価(以下この表において「外皮性能評価」という。)を要しない場合にあっては、(2)イ(ア)から(カ)までに定める金額)</p> <p>ア 300平方メートル以内のもの 247,000円(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画(以下この表において「モデル建物法計画」という。)については99,000円、事前審査済計画については9,000円)</p> <p>イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 395,000円(モデル建物法計画については162,000円、事前審査済計画については28,000円)</p>	
		<p>査済計画については21,000円)</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円(モデル建物法計画については192,000円、事前審査済計画については35,000円)</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円(モデル建物法計画については311,000円、事前審査済計画については106,000円)</p> <p>オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円(モデル建物法計画については407,000円、事前審査済計画については167,000円)</p> <p>カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円(モデル建物法計画については489,000円、事前審査済計画については212,000円)</p> <p>キ 25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円(モデル建物法計画については574,000円、事前審査済計画については265,000円)</p> <p>(4) 複合建築物の全体的場合</p> <p>(2)アからエまでに掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額と(3)アからキまでに掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額との合計額</p>

		<p>ウ 2,000平方メートルを  <u>超え5,000平方メートル  以内のもの 563,000円  (モデル建物法計画につ  いては259,000円、事前  審査済計画については  84,000円)</u></p> <p>エ 5,000平方メートルを  <u>超え10,000平方メート  ル以内のもの 692,000  円(モデル建物法計画に  ついては337,000円、事  前審査済計画につい  ては133,000円)</u></p> <p>オ 10,000平方メートル  <u>を超え25,000平方メー  トル以内のもの  821,000円(モデル建物  法計画については  408,000円、事前審査済  計画については174,000  円)</u></p> <p>カ 25,000平方メートル  <u>を超えるもの 939,000  円(モデル建物法計画に  ついては480,000円、事  前審査済計画につい  ては218,000円)</u></p> <p>(4) 複合建築物の全体を対  象とする認定の場合  <u>(2)ア(ア)から(ケ)まで  に掲げる認定に係る住戸  の数の区分に応じ、それ  ぞれに定める金額、(2)イ  (ア)から(カ)までに掲げ  る認定に係る住宅の共用  部分の床面積の合計の区  分に応じ、それぞれに定  める金額及び(3)アからカ  までに掲げる認定に係る  非住宅部分の床面積の合  計の区分に応じ、それぞ  れに定める金額(外皮性能  評価を要しない場合にあ  っては、(2)イ(ア)から  (カ)までに定める金額)の  合計額</u></p>			
2 法第55条 第1項の規 定に基づく 低炭素建築 物新築等計 画の変更の 認定の申請 に対する審 査	低炭素建 築物に関 する変更 認定申請 手数料	<p>(1) 一戸建ての住宅を対象  とする変更の認定の場合  <u>17,500円(誘導仕様基準  計画については9,000円、  事前審査済計画につい  ては2,500円)</u></p> <p>(2) 共同住宅等又は複合建  築物の住宅部分を対象と  する変更の認定の場合</p>	2 法第55条 第1項の規 定に基づく 低炭素建築 物新築等計 画の変更の 認定の申請 に対する審 査	低炭素建 築物に関 する変更 認定申請 手数料	1の項(1)から(4)までに 掲げる変更の認定に係る部 分の対象面積(対象面積が増 加する場合にあつては、こ れに当該増加する部分の対 象面積を加算した面積とす る。)の合計の区分に応じ、 それぞれに定める金額の2 分の1の金額

	<p><u>((4)に掲げる場合を除く。)</u>  <u>1の項(2)ア(ア)から(ケ)までに掲げる変更の認定に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額と同項(2)イ(ア)から(カ)までに掲げる変更の認定に係る住宅の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額との合計額</u></p> <p><u>(3) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分を対象とする変更の認定の場合((4)に掲げる場合を除く。)</u>  <u>1の項(3)アからカまでに掲げる変更の認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額(外皮性能評価を要しない場合にあっては、同項(2)イ(ア)から(カ)までに定める金額)の2分の1の金額</u></p> <p><u>(4) 複合建築物の全体を対象とする変更の認定の場合</u>  <u>1の項(2)ア(ア)から(ケ)までに掲げる変更の認定に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額、同項(2)イ(ア)から(カ)までに掲げる変更の認定に係る住宅の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額及び同項(3)アからカまでに掲げる変更の認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額(外皮性能評価を要しない場合にあっては、同項(2)イ(ア)から(カ)までに定める金額)の2分の1の金額の合計額</u></p>			
(新設)		3 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年	低炭素建築物に関する軽微な変更該当証明書交	1の項(1)から(4)までに掲げる変更の認定に係る部分の対象面積(対象面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の対



備考 (略)  
別表第8・別表第9 (略)  
別表第10

事務	名称	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	次に掲げる法第11条第1項に規定する特定建築物の非住宅部分(住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。)の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたもの(以下この表において「対象面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 300平方メートル未満のもの 300,000円(省令第1条第1項第1号ロに規定する基準(以下この表において「第1条モデル建物法」という。)を用いたときは、114,000円) (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、192,000円) (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、311,000円) (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、407,000円) (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、489,000円) (6) 25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、574,000円)

国土交通省令第86号)第46条の2の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	付手数料	象面積を加算した面積とする。)の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額
---	------	---

備考 (略)  
別表第8・別表第9 (略)  
別表第10

事務	名称	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)第11条第1項又は法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅(非住宅部分(住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。)を有しないものに限る。以下この表において同じ。)の場合 次に掲げる法第11条第1項に規定する特定建築行為に係る建築物の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたもの(以下この表において「対象面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 零平方メートルのもの 6,000円 イ 零平方メートルを超え200平方メートル未満のもの 45,000円(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下この表において「仕様・計算併用法」という。)を用いたときは、33,000円) ウ 200平方メートル以上のもの 50,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、37,000円) (2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。)の住

				<p>宅部分(住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。)  の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 零平方メートルのもの 6,000円</p> <p>イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 90,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、67,000円)</p> <p>ウ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 151,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、113,000円)</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 258,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、196,000円)</p> <p>オ 5,000平方メートル以上のもの 371,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、287,000円)</p> <p>(3) 非住宅建築物(非住宅部分のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物の非住宅部分の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 零平方メートルのもの 12,000円</p> <p>イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 300,000円(省令第1条第1項第1号ロに規定する基準(以下この表において「第1条モデル建物法」という。)を用いたときは、114,000円)</p> <p>ウ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 376,000円(第1条モデル建物法を用</p>
--	--	--	--	--

					いたときは、146,000円)
				エ	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円 (第1条モデル建物法を用いたときは、192,000円)
				オ	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円 (第1条モデル建物法を用いたときは、311,000円)
				カ	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円 (第1条モデル建物法を用いたときは、407,000円)
				キ	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、489,000円)
				ク	25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、574,000円)
				(4)	複合建築物の全体的場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いるとき 次に掲げる当該複合建築物の住宅部分に係る対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額と(3)アからクまでに掲げる当該複合建築物の非住宅部分に係る対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額との合計額 ア 零平方メートルのもの 6,000円 イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 43,000円 ウ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 75,000円 エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未

						満のもの 136,000円 オ 5,000平方メートル以 上のもの 205,000円 (5) 複合建築物の全体の場 合((4)に掲げる場合を除 く。)(2)アからオまでに 掲げる当該複合建築物の 住宅部分に係る対象面積 の合計の区分に応じ、そ れぞれに定める金額と(3) アからクまでに掲げる当 該複合建築物の非住宅部 分に係る対象面積の合計 の区分に応じ、それぞれ に定める金額との合計額
2 法第12条 第2項又は 第13条第 3項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定変更申 請手数料	建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定変更申 請手数料	1の項(1)から(6)までに 掲げる対象面積_____		2 法第11条 第2項又は 法第12条第 3項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定変更申 請手数料	建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定変更申 請手数料	1の項(1)から(5)までに 掲げる対象面積のうち、変 更に係る部分(対象面積が増 加する場合にあっては、こ れに当該増加する部分の対 象面積を加算した面積とす る。)の合計の区分に応じ、 それぞれに定める金額の2 分の1の金額
3 建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に関 する法律施 行規則(平成 28年国土交 通省令第5 号)第11条の 規定に基づ く軽微な変 更に関する 証明書の交 付	建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定軽微変 更該当証 明書交付 手数料	1の項(1)から(6)までに 掲げる対象面積_____		3 建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に関 する法律施 行規則(平成 28年国土交 通省令第5 号)第13条の 規定に基づ く軽微な変 更に関する 証明書の交 付	建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定軽微変 更該当証 明書交付 手数料	1の項(1)から(5)までに 掲げる対象面積のうち、変 更に係る部分(対象面積が増 加する場合にあっては、こ れに当該増加する部分の対 象面積を加算した面積とす る。)の合計の区分に応じ、 それぞれに定める金額の2 分の1の金額
4 法第34条 第1項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画の認定の 申請に対す る審査	エネルギ ー消費性 能の向上 のための 建築物に 関する認 定申請手 数料	(1) 一戸建ての住宅(非住 宅部分を有しないものに 限る。以下この表におい て同じ。)を対象とする認 定の場合 次に掲げる建築物の床 面積の合計の区分に応 じ、それぞれ次に定める 金額 ア 200平方メートル未満 のもの 45,000円(_____ _____ _____ _____ _____		4 法第29条 第1項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画の認定の 申請に対す る審査	エネルギ ー消費性 能の向上 のための 建築物に 関する認 定申請手 数料	(1) 一戸建ての住宅_____ _____ _____ _____ _____ _____の場合 次に掲げる建築物の床 面積の合計の区分に応 じ、それぞれ次に定める 金額 ア 200平方メートル未満 のもの 45,000円(省令 第10条第2号イ(1)及び ロ(2)又は同号イ(2)及 びロ(1)に規定する基準 を用いた建築物エネル ギー消費性能向上計画 (以下この表において

	<p style="text-align: center;">省令第</p> <p>10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「誘導仕様基準計画」という。)については22,000円、<u>法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受け、又は同法による設計住宅性能評価書を添付して申請された建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「事前審査済計画」という。)</u>については6,000円)</p> <p>イ 200平方メートル以上のもの 50,000円(</p> <p style="text-align: center;">誘導仕様基準計画については24,000円、事前審査済計画については6,000円)</p> <p>(2) <u>共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。)</u>又は<u>複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。)</u>の住宅部分(住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。)を対象とする認定の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に掲げる認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ</p>		<p>「<u>誘導仕様・計算併用計画</u>」という。)については33,000円、<u>省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「誘導仕様基準計画」という。)</u>については22,000円、<u>法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受け、又は同法による設計住宅性能評価書を添付して申請された建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「事前審査済計画」という。)</u>については6,000円)</p> <p>イ 200平方メートル以上のもの 50,000円(<u>誘導仕様・計算併用計画</u>については37,000円、<u>誘導仕様基準計画</u>については24,000円、事前審査済計画については6,000円)</p> <p>(2) 共同住宅等_____</p> <p>_____又は複合建築物_____</p> <p>_____の住宅部分_____</p> <p>_____の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に掲げる認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ</p>
--	--	--	--

	<p>次に定める金額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 90,000円(_____)</p> <p>_____ 誘導仕様基準計画については43,000円、事前審査済計画については12,000円)</p> <p>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 151,000円(_____)</p> <p>_____ 誘導仕様基準計画については75,000円、事前審査済計画については26,000円)</p> <p>ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 258,000円(_____)</p> <p>_____ 誘導仕様基準計画については136,000円、事前審査済計画については59,000円)</p> <p>エ 5,000平方メートル以上のもの 371,000円(_____)</p> <p>_____ 誘導仕様基準計画については205,000円、事前審査済計画については106,000円)</p> <p>(3) 非住宅建築物(非住宅部分のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物の非住宅部分を対象とする認定の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 300,000円(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この表において「第10条モデル建物法」という。)を用いた計画については114,000円、事前審査済計画については12,000円)</p>		<p>次に定める金額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 90,000円(誘導仕様・計算併用計画については67,000円、誘導仕様基準計画については43,000円、事前審査済計画については12,000円)</p> <p>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 151,000円(誘導仕様・計算併用計画については113,000円、誘導仕様基準計画については75,000円、事前審査済計画については26,000円)</p> <p>ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 258,000円(誘導仕様・計算併用計画については196,000円、誘導仕様基準計画については136,000円、事前審査済計画については59,000円)</p> <p>エ 5,000平方メートル以上のもの 371,000円(誘導仕様・計算併用計画については287,000円、誘導仕様基準計画については205,000円、事前審査済計画については106,000円)</p> <p>(3) 非住宅建築物_____</p> <p>_____ 又は複合建築物の非住宅部分_____の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 300,000円(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この表において「第10条モデル建物法」という。)を用いた計画については114,000円、事前審査済計画については12,000円)</p>
--	--	--	---

	<p>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円 (第10条モデル建物法を用いた計画については192,000円、事前審査済計画については35,000円)</p> <p>ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円 (第10条モデル建物法を用いた計画については311,000円、事前審査済計画については106,000円)</p> <p>エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円 (第10条モデル建物法を用いた計画については407,000円、事前審査済計画については167,000円)</p> <p>オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円(第10条モデル建物法を用いた計画については489,000円、事前審査済計画については212,000円)</p> <p>カ 25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円(第10条モデル建物法を用いた計画については574,000円、事前審査済計画については265,000円)</p> <p>(4) 複合建築物の全体を対象とする認定の場合 (2)アからエまでに掲げる認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額と(3)アからカまでに掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分</p>		<p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 376,000円(第10条モデル建物法を用いた計画については146,000円、事前審査済計画については21,000円)</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円 (第10条モデル建物法を用いた計画については192,000円、事前審査済計画については35,000円)</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円 (第10条モデル建物法を用いた計画については311,000円、事前審査済計画については106,000円)</p> <p>オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円 (第10条モデル建物法を用いた計画については407,000円、事前審査済計画については167,000円)</p> <p>カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円(第10条モデル建物法を用いた計画については489,000円、事前審査済計画については212,000円)</p> <p>キ 25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円(第10条モデル建物法を用いた計画については574,000円、事前審査済計画については265,000円)</p> <p>(4) 複合建築物の全体の場合 (2)アからエまでに掲げる認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額と(3)アからキまでに掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分</p>
--	--	--	---

		<p>に応じ、それぞれに定める金額との合計額</p> <p>(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合</p> <p>当該計画に係る全ての建築物について、当該建築物ごとに、(1)から(4)までに掲げる場合に係る建築物の区分に応じ、それぞれに定める金額の合計額</p>			<p>に応じ、それぞれに定める金額との合計額</p> <p>(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合</p> <p>当該計画に係る全ての建築物について、当該建築物ごとに、(1)から(4)までに掲げる場合に係る建築物の区分に応じ、それぞれに定める金額の合計額</p>
<p>5 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>エネルギー消費性能の向上のための建築物に関する変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅を対象とする変更の認定の場合</p> <p>4の項(1)ア及びイに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p> <p>(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分を対象とする変更の認定の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>4の項(2)アからエまでに掲げる変更の認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p> <p>(3) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分を対象とする変更の認定の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>4の項(3)アからカまでに掲げる変更の認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p> <p>(4) 複合建築物の全体を対象とする変更の認定の場合</p> <p>4の項(2)アからエまでに掲げる変更の認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額と同項(3)アからカまでに掲げる変更の認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額との</p>	<p>5 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>エネルギー消費性能の向上のための建築物に関する変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅を対象とする変更の認定の場合</p> <p>4の項(1)ア及びイに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p> <p>(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分を対象とする変更の認定の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>4の項(2)アからエまでに掲げる変更の認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p> <p>(3) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分を対象とする変更の認定の場合((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>4の項(3)アからキまでに掲げる変更の認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p> <p>(4) 複合建築物の全体を対象とする変更の認定の場合</p> <p>4の項(2)アからエまでに掲げる変更の認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額と同項(3)アからキまでに掲げる変更の認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額との</p>



		<p>合計額</p> <p>(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額</p> <p>ア 法第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「認定済計画」という。)に記載された法第34条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項に変更がある場合 当該変更に係る建築物について、当該建築物ごとに、(1)から(4)までに掲げる場合に係る建築物の区分に応じ、それぞれに定める金額の合計額</p> <p>イ 認定済計画に新たな他の建築物(法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。)に係る同項各号に掲げる事項が記載されている場合 当該新たな他の建築物について、当該建築物ごとに、4の項(1)から(4)までに掲げる場合に係る建築物の区分に応じ、それぞれに定める金額の合計額</p>			<p>合計額</p> <p>(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額</p> <p>ア 法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「認定済計画」という。)に記載された法第29条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項に変更がある場合 当該変更に係る建築物について、当該建築物ごとに、(1)から(4)までに掲げる場合に係る建築物の区分に応じ、それぞれに定める金額の合計額</p> <p>イ 認定済計画に新たな他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。)に係る同項各号に掲げる事項が記載されている場合 当該新たな他の建築物について、当該建築物ごとに、4の項(1)から(4)までに掲げる場合に係る建築物の区分に応じ、それぞれに定める金額の合計額</p>
6 法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料	<p>(1) 一戸建ての住宅を対象とする認定の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア イ(ア)から(エ)までのいずれにも該当しない建築物を対象とする認定の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの 45,000円(省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び</p>	6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	エネルギー消費性能の向上のための建築物に関する軽微変更該当証明書交付手数料	<p>4の項(1)から(4)までに掲げる変更の認定に係る部分の床面積(床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積とする。)の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額(認定済計画に記載された法第29条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項に変更がある場合にあっては、当該変更に係る建築物に係る当該金額の合計額)</p>

(3)並びに第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この項において「仕様基準等」という。)を用いたときは、22,000円)

(イ) 200平方メートル以上のもの 50,000円(仕様基準等を用いたときは、24,000円)

イ 次のいずれかに該当する建築物((イ)から(エ)までに掲げる建築物にあっては、工事が完了したときから認定の申請をするときまでの間に当該建築物に変更がないものに限る。以下「適合証等付建築物」という。)を対象とする認定の場合 6,000円

(ア) 法第2条第3号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による審査を受けたもの

(イ) 法第12条第6項又は第13条第7項の規定による通知書及び建築基準法による検査済証を添付して申請されたもの

(ウ) 法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受け、かつ、建築基準法による検査済証を添付して申請されたもの

(エ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律による建設住宅性能評価書を添付して

	<p style="text-align: center;"><u>申請されたもの</u></p> <p>(2) <u>共同住宅等の建築物の全体を対象とする認定の場合</u>  <u>次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 300平方メートル未満のもの 90,000円(仕様基準等を用いたときは43,000円、適合証等付建築物であるときは12,000円)</u></p> <p><u>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 151,000円(仕様基準等を用いたときは75,000円、適合証等付建築物であるときは26,000円)</u></p> <p><u>ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 258,000円(仕様基準等を用いたときは136,000円、適合証等付建築物であるときは59,000円)</u></p> <p><u>エ 5,000平方メートル以上のもの 371,000円(仕様基準等を用いたときは205,000円、適合証等付建築物であるときは106,000円)</u></p> <p>(3) <u>非住宅部分を有する建築物の全体を対象とする認定の場合(非住宅建築物の全体を対象とする認定の場合を含む。)</u>  <u>(2)アからエまでに掲げる認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額と次に掲げる認定に係る対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額との合計額</u></p> <p><u>ア 300平方メートル未満のもの 300,000円(第1条モデル建物法を用いたときは114,000円、適合証等付建築物であるときは12,000円)</u></p> <p><u>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円(第</u></p>			
--	---	--	--	--

	<p><u>1 条モデル建物法を用いたときは192,000円、適合証等付建築物であるときは35,000円)</u></p> <p>ウ <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円</u> (<u>第1条モデル建物法を用いたときは311,000円、適合証等付建築物であるときは106,000円</u>)</p> <p>エ <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円</u> (<u>第1条モデル建物法を用いたときは407,000円、適合証等付建築物であるときは167,000円</u>)</p> <p>オ <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円</u> (<u>第1条モデル建物法を用いたときは489,000円、適合証等付建築物であるときは212,000円</u>)</p> <p>カ <u>25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円</u> (<u>第1条モデル建物法を用いたときは574,000円、適合証等付建築物であるときは265,000円</u>)</p>			
<p>備考</p> <p>1 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出がある場合の手数料の金額は、この表に規定する手数料の金額に、当該申出に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ別表第1 1の項に規定する手数料の金額、同表2の項に規定する手数料の金額及び同表3の項に規定する手数料の金額を加えて得た金額とする。</p> <p>2 <u>4の項(2)及び(4)、5の項(2)及び(4)並びに6の項(2)及び(3)に掲げる場合において、住宅の共用部分を審査しないときは、当該共用部分の床面積は、床面積の合計に算入しない。</u></p> <p>以下 (略)</p>		<p>備考</p> <p>1 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出がある場合の手数料の金額は、この表に規定する手数料の金額に、当該申出に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ別表第1 1の項に規定する手数料の金額、同表2の項に規定する手数料の金額及び同表3の項に規定する手数料の金額を加えて得た金額とする。</p> <p>2 _____</p> <p><u>住宅の共用部分を審査しないときは、当該共用部分の床面積は、床面積の合計に算入しない。</u></p> <p>以下 (略)</p>		

# 建築関係手数料条例の改正について

「建築基準法」、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法）」及び「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法）」の改正に伴い、建築関係手数料条例を一部改正するもの。

## 1. 建築基準法関連

建築基準法の改正により、建築基準法関係手数料の区分等を変更するもの。（別表第1）

### 【改正の内容】

- ① 構造計算が必要な建築物の対象範囲が改正されたことによる**区分の変更**
- ② 審査の一部が省略される建築物の対象範囲が改正されたことによる**手数料の変更**

### 【手数料（案）】

		(改正前)		(改正後)	
区分	①	② 手数料		② 手数料	
		うち4号確認及び型式認定	省略される場合	うち3号確認及び型式認定	省略される場合
確認申請 (計画変更共)	100㎡超 ～ 200㎡以内	29,000円	39,000円	29,000円	39,000円
	200㎡超 ～ 500㎡以内	38,000円	51,000円	-	51,000円
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	-	86,000円	300㎡超 ～ 1,000㎡以内	86,000円
中間検査	200㎡超 ～ 500㎡以内	-	26,000円	200㎡超 ～ 300㎡以内	26,000円
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	-	43,000円	300㎡超 ～ 1,000㎡以内	43,000円
完了検査 (中間検査有)	200㎡超 ～ 500㎡以内	-	29,000円	200㎡超 ～ 300㎡以内	29,000円
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	-	51,000円	300㎡超 ～ 1,000㎡以内	51,000円
完了検査 (中間検査無)	200㎡超 ～ 500㎡以内	-	31,000円	200㎡超 ～ 300㎡以内	31,000円
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	-	54,000円	300㎡超 ～ 1,000㎡以内	54,000円

### 【法改正の概要】

- ① 建築確認申請における構造計算が必要な建築物の対象範囲の変更

#### 《対象範囲》

対象	改正前	改正後
木造2階建て以下	延べ床面積 500㎡ 超	延べ床面積 300㎡ 超

- ② 建築確認申請における審査の一部が省略される建築物の対象範囲の変更

(法第6条第1項第4号⇒法第6条第1項第3号)

#### 《対象範囲》

対象	改正前	改正後
木造2階建て	延べ床面積 500㎡ 以下	省略なし
木造平屋建て	延べ床面積 500㎡ 以下	延べ床面積 200㎡ 以下

## 2. 建築物省エネ法関連

建築物省エネ法の改正により、これまで非住宅が対象であった省エネ基準への適合義務が、住宅を含むすべての建築物に拡大されることから、建築物省エネ法関係手数料を変更する。(別表第1及び別表第10)

### (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料について

#### 【改正の内容】

- ① 新たに省エネ基準への適合義務の対象となる**住宅部分の新設**
- ② 中規模区分(300㎡～1,000㎡未満)の追加等に伴う**非住宅部分の区分の変更**

#### 【申請手数料(案)】

##### ① 《住宅(新設)》

区分	評価方法別手数料			
	仕様基準	仕様・計算併用法	標準入力法	
共用部分等※	-	6,000円		
戸建て	～200㎡未満	8,000円	33,000円	45,000円
	200㎡以上	10,000円	37,000円	50,000円
共同住宅等	～300㎡未満	21,000円	67,000円	90,000円
	～2,000㎡未満	35,000円	113,000円	151,000円
	～5,000㎡未満	56,000円	196,000円	258,000円
	5,000㎡以上	77,000円	287,000円	371,000円

※共用部分等：住宅共用部分のみの増築等で評価対象外になる場合。

##### ② 《非住宅》

赤字：変更部分

区分	評価方法別手数料	
	モデル建物法	標準入力法
工場・倉庫等※	12,000円	
～300㎡未満	114,000円	300,000円
～1,000㎡未満	146,000円	376,000円
～2,000㎡未満	192,000円	485,000円
～5,000㎡未満	311,000円	693,000円
～10,000㎡未満	407,000円	854,000円
～25,000㎡未満	489,000円	1,009,000円
25,000㎡以上	574,000円	1,151,000円

※工場・倉庫等：工場や倉庫など評価対象が照明のみなど対象が限られる場合。

#### 【検査手数料(案)】

##### ① 《住宅(新設)》

区分	手数料	
戸建て倉庫部分等	200円	
戸建て	2,000円	
共同住宅等	共用部分等	600円
	～300㎡未満	4,000円
	～2,000㎡未満	7,000円
	～5,000㎡未満	12,000円
5,000㎡以上	18,000円	

##### ② 《非住宅》

赤字：変更部分

区分	手数料
工場・倉庫等	600円
～300㎡未満	5,000円
～1,000㎡未満	7,000円
～2,000㎡未満	9,000円
～5,000㎡未満	15,000円
～10,000㎡未満	20,000円
～25,000㎡未満	24,000円
25,000㎡以上	28,000円

※建築物エネルギー消費性能適合性判定

新築や増築を行う場合、事前に省エネ基準に適合しているか判定を受けることが義務付けられている。民間確認検査機関にも申請可能。

## (2) エネルギー消費性能の向上のための認定の申請手数料について

### 【改正の内容】

- ① 新たに評価方法（仕様・計算併用法）が追加されたことに伴う**住宅部分の区分の変更**
- ② 中規模区分の追加による**非住宅部分の区分の変更**

### 【手数料（案）】

#### 《住宅》

区分	評価方法別手数料 ①			
	適合証有	仕様基準	仕様・計算併用法	標準入力法
戸建て ～200㎡未満	6,000円	22,000円	33,000円	45,000円
戸建て 200㎡以上	6,000円	24,000円	37,000円	50,000円
共同住宅等	～300㎡未満	12,000円	43,000円	67,000円
	～2,000㎡未満	26,000円	75,000円	113,000円
	～5,000㎡未満	59,000円	136,000円	196,000円
	5,000㎡以上	106,000円	205,000円	287,000円

#### 《非住宅》

赤字：変更部分

区分	評価方法別手数料		
	適合証有	モデル建物法	標準入力法
～300㎡未満	12,000円	114,000円	300,000円
～1,000㎡未満	21,000円	146,000円	376,000円
～2,000㎡未満	35,000円	192,000円	485,000円
～5,000㎡未満	106,000円	311,000円	693,000円
～10,000㎡未満	167,000円	407,000円	854,000円
～25,000㎡未満	212,000円	489,000円	1,009,000円
25,000㎡以上	265,000円	574,000円	1,151,000円

※エネルギー消費性能の向上のための認定

新築や増築を行う場合、事前に省エネ基準を上回る基準への適合することで認定を受けることができるもの。認定を受けた場合、ローン控除対象の増額や容積率特例がある。

## (3) 建築物エネルギー消費性能基準の適合認定の申請手数料について

すべての建築物への省エネ基準の適合義務化に伴い認定表示制度が廃止されたため削除

※建築物エネルギー消費性能基準の適合認定

省エネ基準に適合する場合、認定を受け、表示することができるもの。

### 3. 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「低炭素法」）関連

低炭素建築物に関する認定手数料設定について、建築物省エネ法に基づく認定と共通の考え方で算定するため、低炭素法関係手数料を下記のとおり変更する。（別表第7）

#### 【改正の内容】

#### 住宅・非住宅部分の「区分単位及び金額」の変更

#### 【手数料（案）】

#### 《住宅》

（改正前）

区分		評価方法別手数料			
		適合証有	仕様基準	標準入力法	
戸建て		5,000円	18,000円	35,000円	
共同住宅	1戸	5,000円	18,000円	35,000円	
	5戸以下	9,000円	34,000円	71,000円	
	6戸以上、10戸以下	16,000円	49,000円	100,000円	
	11戸以上、25戸以下	28,000円	71,000円	141,000円	
	26戸以上、50戸以下	47,000円	107,000円	203,000円	
	51戸以上、100戸以下	85,000円	163,000円	292,000円	
	101戸以上、200戸以下	136,000円	234,000円	397,000円	
	201戸以上、300戸以下	174,000円	304,000円	522,000円	
	301戸以上	185,000円	344,000円	611,000円	
	共用部面積	300㎡以下	9,000円		247,000円
		300㎡超、2,000㎡以下	28,000円		395,000円
		2,000㎡超、5,000㎡以下	84,000円		563,000円
		5,000㎡超、10,000㎡以下	133,000円		692,000円
10,000㎡超、25,000㎡以下		174,000円		821,000円	
25,000㎡超	218,000円		939,000円		

（改正後）

※赤字：変更部分

区分		評価方法別手数料			
		適合証有	仕様基準	仕様・計算併用法	標準入力法
戸建て		6,000円	22,000円	33,000円	45,000円
戸建て 200㎡以上		6,000円	24,000円	37,000円	50,000円
共同住宅等	～300㎡未満	12,000円	43,000円	67,000円	90,000円
	～2,000㎡未満	26,000円	75,000円	113,000円	151,000円
	～5,000㎡未満	59,000円	136,000円	196,000円	258,000円
	5,000㎡以上	106,000円	205,000円	287,000円	371,000円

#### 《非住宅》

（改正前）

区分	評価方法別手数料		
	適合証有	モデル建物法	標準入力法
300㎡以下	9,000円	99,000円	247,000円
—	—	—	—
300㎡超、2,000㎡以下	28,000円	162,000円	395,000円
2,000㎡超、5,000㎡以下	84,000円	259,000円	563,000円
5,000㎡超、10,000㎡以下	133,000円	337,000円	692,000円
10,000㎡超、25,000㎡以下	174,000円	408,000円	821,000円
25,000㎡超	218,000円	480,000円	939,000円

（改正後）

※赤字：変更部分

区分	評価方法別手数料		
	適合証有	モデル建物法	標準入力法
～300㎡未満	12,000円	114,000円	300,000円
～1,000㎡未満	21,000円	146,000円	376,000円
～2,000㎡未満	35,000円	192,000円	485,000円
～5,000㎡未満	106,000円	311,000円	693,000円
～10,000㎡未満	167,000円	407,000円	854,000円
～25,000㎡未満	212,000円	489,000円	1,009,000円
25,000㎡以上	265,000円	574,000円	1,151,000円

#### ※低炭素建築物に関する認定

新築や増築を行う場合、事前に省エネ基準を上回る基準への適合及び再エネ設備を導入することで認定を受けることができるもの。認定を受けた場合、税制優遇や住宅ローン控除の増額、容積率特例がある。





